

財務省告示第三百七十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十四年九月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。

平成十四年十月四日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	発行方法	発行金額	払込金額	種類	発行行	発行価格	利率	初期利子	第二期利子
利付国庫債券（二年）（第二〇〇回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	郵便貯金資金による引受け	額面金額で四千五百億円	四千万円、七億六千万円、五千万円、十億円、及び十億円の六種	円、一億円及び十億円の六種	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	〇・一パーセント	平成十五年三月二十日	平成十五年三月二十日
<p>が金額を支払う。ただし、支払期          が銀行休業日に当たるときは、          その翌営業日に支払う（以下、          次号、第十二号及び第十三号に          おいて規定する期日について同          じ。）。</p>										

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日  
 を支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六月間に属する  
 利子を支払う。

十二

終期利子

平成十六年九月二十一日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{は記録金額}}{100} \times \left( \frac{0.1}{2} + \frac{1}{365} \right)$$

十三

償還期限

十四

償還金額

十五

元利支

十六

払込期日

平成十六年九月二十一日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行の本店、支店、代理店、  
国債代理店及び国債元利金支払  
取扱店並びに取扱郵便局